

水産物販路拡大推進事業助成要領

平成 27 年 4 月 20 日
27 水管第 164 号水産庁長官承認

公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「財団」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、「水産関係民間団体事業補助金交付要綱」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知。）、「水産関係民間団体事業実施要領」（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知。）及び「水産関係民間団体事業実施要領の運用について」（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に基づき水産物販路拡大推進事業を実施するため、以下のとおり水産物流販路拡大推進事業助成要領（以下「助成要領」という。）を定める。

（事業の目的）

第 1 条 米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組に対して支援を行うものとする。

（事業の内容）

第 2 条 財団は、水産物販路拡大推進事業を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、第 3 条及び第 4 条に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して助成金を交付するものとする。

（水産物販路拡大推進事業の実施者）

第 3 条 この事業の実施者は、沖縄県に住所を有する地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄産水産物の生産者の団体又はそれらと連携して事業を実施する流通業者、加工業者又は水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

（取組の要件）

第 4 条 この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の（1）及び（2）を満たすこととする。

- （1）沖縄産水産物の消費拡大を推進するための取組であること
- （2）取組による効果が十分に期待できること

（助成対象経費及び助成額）

第5条 以下の（1）から（15）のうち、水産物販路拡大推進事業の取組に必要と認められる範囲の経費を助成対象経費とし、別途、財団が定める予算額の範囲で1事業あたり300万円を上限に定額で助成金を交付するものとする。

- （1）謝金（委員、講師、専門家等）
- （2）旅費・交通費（委員、講師、専門家、職員等）
- （3）会議費
- （4）市場調査、研修、セミナー、商談会、展示会、販促イベント等の実施に必要な経費
- （5）テスト販売経費（マネキン、試供品、旅費、輸送費等）
- （6）品質検査、成分分析等に必要な経費
- （7）商標等登録費
- （8）委託費（加工品の製造委託、流通体制強化に向けた協議会運営委託、その他事業の遂行に必要な業務委託等）
- （9）原材料費（事業の遂行に必要な原材料、副資材の購入経費）
- （10）借料及び損料（事業の遂行に必要な機械器具等のリース・レンタル経費）
- （11）補助員賃金（事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費）
- （12）印刷製本費（パッケージ等のデザイン料を含む）
- （13）販売促進費（販促グッズ制作、商品パンフ等）
- （14）広告宣伝費
- （15）その他、取組実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

（事業実施計画の作成）

第6条 この事業の実施者は、別記様式第1号により毎年度水産物販路拡大推進事業計画承認申請書（以下「計画書」という。）を作成し、財団に提出するものとする。

なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第2号とする。

（事業実施計画の審査・承認）

第7条 財団は学識経験者、有識者、専門家からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を運用通知の第3の3-5（2）の（4）のウの（ア）のcの（b）のiiの別記様式第69号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

（助成金の交付）

第8条 計画書の承認を受けた事業実施者は、財団が別に通知する提出期限までに、財団に対し別記様式第3号により助成金の交付申請を行い、財団は適当と認める場合に、事業実施者に助成金の交付を決定する旨の通知を行うものとする。なお、これを変更しようとする場合も同様とし、この場合の様式は別記様式第4号とする。

(交付の条件)

第9条 次に掲げる事項は、財団が助成金の交付を決定する場合に附する条件とする。

- (1) 事業実施者は、事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。ただし、第11条に定める軽微な変更を除く。
- (2) 事業実施者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、財団の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業実施者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに財団に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業実施者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しなければならないこと。

(申請の取り下げ)

第10条 事業実施者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を財団に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第11条 第9条(1)の規定により財団が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(交付決定の取消等)

第12条 財団は、第9条(2)の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、本助成要領又は本助成要領に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、助成金を事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、助成事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 財団は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じ

て、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。

(助成金の概算払)

第13条 事業実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

(状況報告)

第14条 事業実施者は、別記様式第6号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における事業の遂行状況を作成の上、それぞれ翌月15日までに財団に提出するものとする。

(事業実績の報告及び助成金の精算払)

第15条 事業実施者は、事業終了後から1カ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号により実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別記様式第8号により精算払請求書を作成し、財団に助成金の交付を申請するものとする。

- 2 事業実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 3 前項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出するに当たって、前項ただし書に該当した当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第2項ただし書により交付の申請をした事業実施者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第1項の規定により報告した額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかに財団に報告するとともに、財団の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16条第1項の確定のあった翌年6月20日までに、同様式により財団に報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第16条 財団は、実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して助成金を支払うものとする。
- 2 財団は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、財団は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(特許権等の取得報告等)

- 第17条 事業実施者は、事業の実施の結果、得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続きをとるとともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書を財団に提出しなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書を財団に提出しなければならない。
 - 3 事業実施者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手續きについては、次のとおりとする。
 - (1) 事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第12-1号により事前に財団と協議する。
 - (2) 事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第12-2号により財団に報告する。

(その他)

- 第18条 この助成要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁及び財団が協議の上、定めるものとする。

別表

経費	助成率	重要な変更
(1) 謝金（委員、講師、専門家等） (2) 旅費・交通費（委員、講師、専門家、職員等） (3) 会議費 (4) 市場調査、研修、セミナー、商談会、展示会、販促イベント等の実施に必要な経費 (5) テスト販売経費（マネキン、試供品、旅費、輸送費等） (6) 品質検査、成分分析等に必要な経費 (7) 商標等登録費 (8) 委託費（加工品の製造委託、流通体制強化に向けた協議会運営委託、その他事業の遂行に必要な業務委託等） (9) 原材料費（事業の遂行に必要な原材料、副資材の購入経費） (10) 借料及び損料（事業の遂行に必要な機械器具等のリース・レンタル経費） (11) 補助員賃金（事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者の賃金、交通費） (12) 印刷製本費（パッケージ等のデザイン料を含む） (13) 販売促進費（販促グッズ制作、商品パンフ等） (14) 広告宣伝費 (15) その他、取組実行のために水産庁長官が必要と認めた経費	定額	経費の欄に掲げる（1）から（15）の項目の追加又は廃止